

令和6年度

浜松市まちなか定住促進補助金

～ 手引き ～

快適な暮らしを支える持続可能で効率的な都市構造を実現するため、立地適正化計画で設定した居住誘導区域（まちなか）への定住を促し、賑わいと創造性あふれる住まいづくりを推進することを目的として、まちなかへの移住者に対して予算の範囲内において、住宅の新築や増改修、取得に係る費用を補助します。

この手引きでは、補助金交付までに要する書類の作成や提出等の手続きについて説明します。手続きにあたっては、内容のご確認をお願いします。



もくじ



補助金の概要	2
補助金交付までの手続きの流れ	3
補助対象の内容	4
申請に必要な書類	6
変更承認申請に必要な書類	13
実績報告に必要な書類	14
補助金請求に必要な書類	16
その他申請にあたっての注意事項	17
記入例 浜松市まちなか定住促進補助金申請書	18
浜松市まちなか定住促進補助金に関する承諾書	22
写真の提出例（申請時）	24
変更承認申請書	26
実績報告書	28
参考例（領収書）	30
写真の提出例（実績報告時）	31
写真の撮影例（増築・改修の場合）	33
請求書	37
よくあるご質問	39
【参考】ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金	43
【参考】新婚新生活支援制度	44

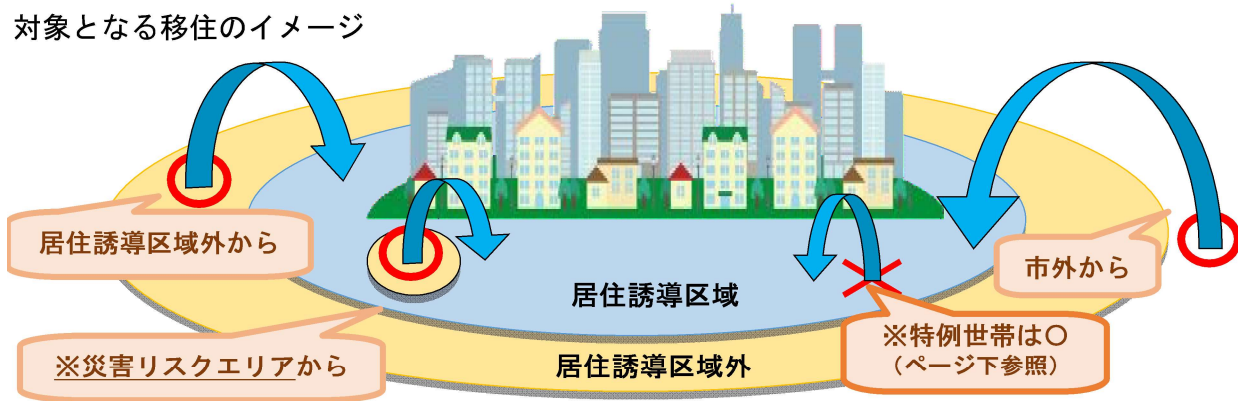


【補助金の概要】



まちなか（居住誘導区域）へ移住する方に新築・取得、増築・改修費用を補助します！

対象となる移住のイメージ



※居住誘導区域内の災害リスクエリアは居住誘導区域外となります。（詳細は P. 45, 46 参照）

補助限度額	新築・取得費用 (各対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (各対象経費の1/10まで)
補助額	～50万円	～25万円
※3世代同居等の場合の補助額	～100万円	～50万円

補助は、以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。

- 直近1年以内に居住誘導区域内に居住していないこと（※特例世帯は除く）
- 居住誘導区域内への移住であること
- 申請者の世帯所得が750万円以下であること（※3世代同居等の場合は子世帯の世帯所得）
- 申請(申出)後、2週間前後で発行される交付決定通知書(申出確認書)交付後に※着手できる方
- 補助対象世帯の人数の合計が合計2人以上であること
- 補助対象住宅に5年間以上継続して居住する方
- 浜松市税や市営住宅家賃等を完納していること
- 世帯に暴力団員等がないこと
- 他の公的制度や公共事業による補助や補償の対象と重複していないこと

※着手とは

- 工 事 ⇒ 補助対象となる工事請負契約に含まれる工事の着手
- 取 得 ⇒ 住宅の売買契約の締結
- 住民票 ⇒ 新たな住所への異動

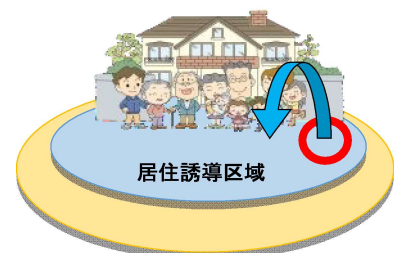
※3世代同居等の場合は以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。

- 小学生以下のお子様と暮らす子世帯の方（※妊婦の方を含みます。）
- 子世帯の親世帯が、子世帯と直近1年以上離れて暮らしていること（実態及び住民票）
- 新たに同居または直線距離で100m以内に近居をする方
- 同居・近居を5年間以上継続する方

※特例世帯について

3世代同居等の場合は居住誘導区域内での移転も補助対象となります。

特例世帯の補助限度額	新築・取得費用 (各対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (各対象経費の1/10まで)
補助額	～50万円	～25万円





補助金交付までの手続きの流れ

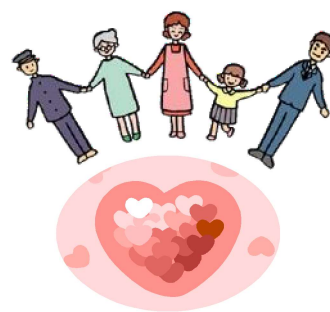
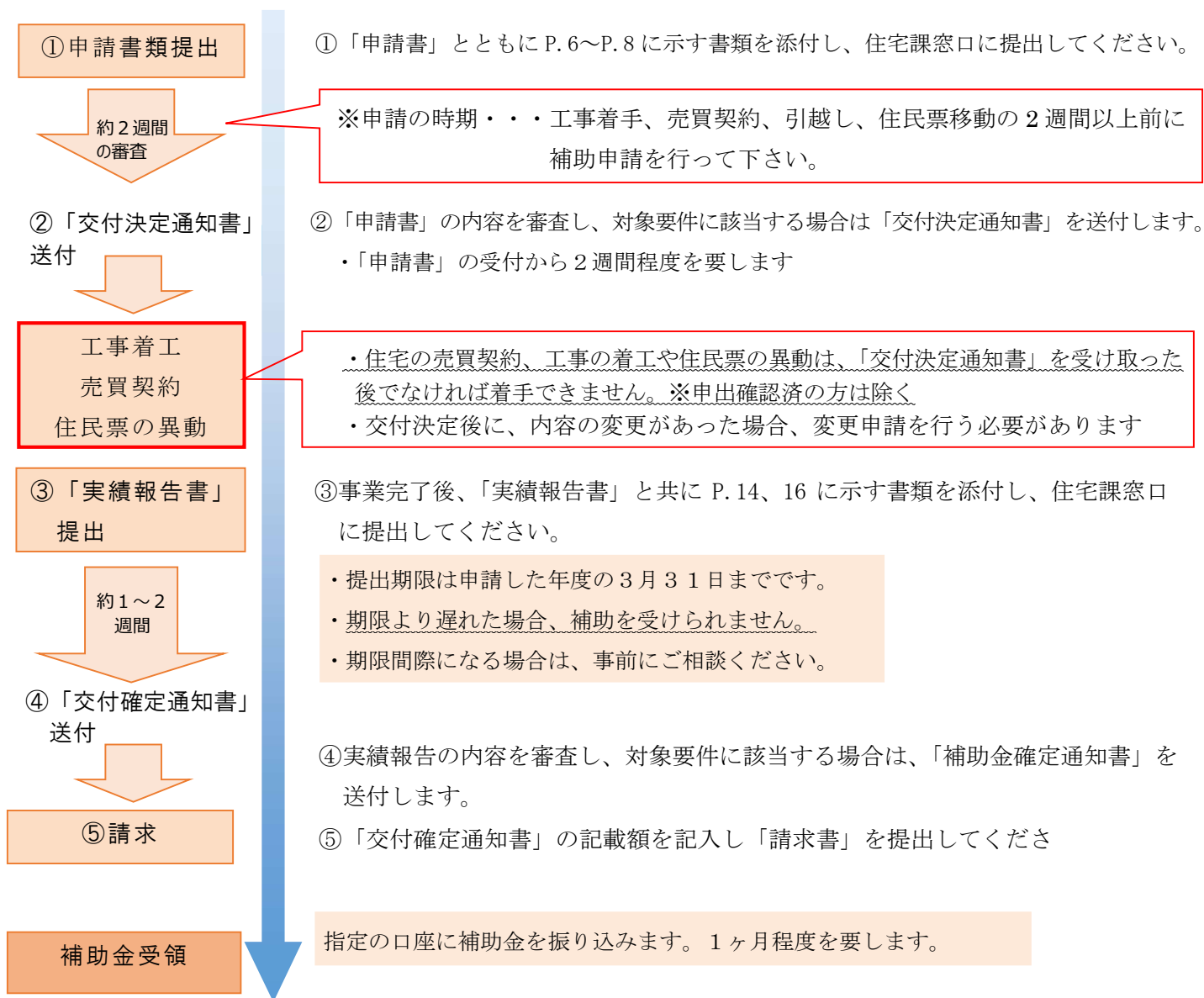


※工事着工、売買契約、住民票異動等の2週間以上前に申請をお願いします。

□申請者は補助対象事業の契約者となります。

□新築・増築・改修の方→工事請負契約に含まれる工事に着手してしまうと補助対象になりません。

□取得の方→売買契約をしてしまうと補助対象になりません。





補助対象の内容

- ・居住誘導区域外の住宅は補助対象になりません。
- ・他の制度による補助金の対象となっている部分は補助対象になりません。
- ・他の公共事業によるものは、補助対象になりません。
- ・消費税は補助対象になりません。
- ・補助の上限は、新築・取得で対象経費の1/2まで、増築・改修で対象経費の1/10までです。
- ・補助対象は千円単位（切捨）です。
- ・新築・取得と増築・改修の併用はできません。

【新築・取得】

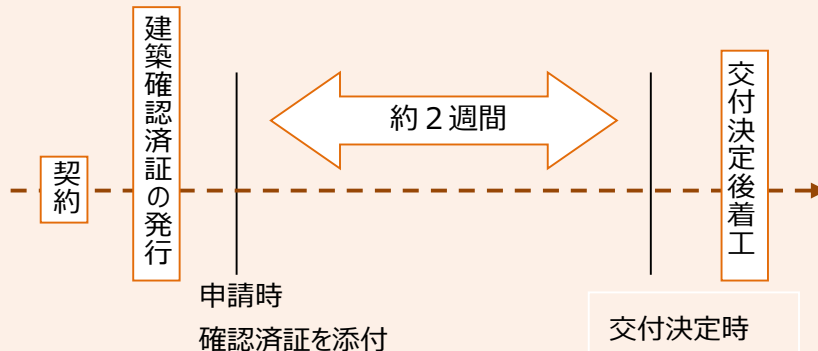
補助額の上限	補助対象経費の1/2 【居住誘導区域内へ移住する方または特例世帯】 ～50万円 【3世代同居等で居住誘導区域内へ移住する方】 ～100万円
対象となる住宅	世帯員が新たに所有する居住誘導区域内の住宅 中古住宅・中古マンション ※新築の分譲マンション、建売住宅は対象外
補助対象となる費用	新築工事費用（居住の用に係る部分） 中古住宅、中古マンションなどの購入費用

×対象とならない費用の一例

- ・土地の購入費用
 - ・工事中の仮住宅に関わるもの
 - ・独立した家具、電化製品、暖房器具、照明器具、カーテン等の備品
 - ・公的機関への手続き費用
 - ・併用住宅における居住用以外の部分
- など

新築工事における申請のタイミングについて

- ・交付決定前に、工事請負契約の締結→○ 工事請負契約内容への着手→×



【増築・改修】

補助額の上限	補助対象経費の1/10 【居住誘導区域内へ移住する方または特例世帯】 ～25万円 【3世代同居等で居住誘導区域内へ移住する方】 ～50万円
対象となる住宅	世帯員が所有している居住誘導区域内の住宅
主な補助対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室、台所、玄関、トイレ、洗面所、居住部屋の増設・改修 ・間取りの変更工事 ・上記改修に伴う給排水、ガス、電気の配管配線作業 <u>同居をするために住宅の性能・機能等を向上させる工事をいい、現状を維持または不具合を当初の状態に修復するための補修工事は対象になりません。</u>

×対象とならない費用の一例

- ・畳の交換やクロスの張替など、単なる交換や修繕にあたるもの
- ・外構、植栽、居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に関するもの
- ・ハウスクリーニング、シロアリ駆除に関するもの
- ・自身で部品等を購入し、増築・改修を行うDIY等、請負によらない工事
- ・工事中の仮住宅に関わるもの
- ・独立した家具、電化製品、暖房器具、照明器具、カーテン等の備品 など



注意

同居する場合、世帯毎の収入計算等により、保育所の利用、介護保険料などに影響がある場合がありますので、利用を考えている方は、ご確認ください。



申請に必要な書類

下記着手の2週間前までにはご申請ください。

- ・新たな住所への住民票異動
- ・工事における、工事請負契約を締結し、その契約内容となっている工事等の着手
- ・取得における、住宅の売買契約の締結



●提出いただいた書類は返却できませんので、必要な場合は、あらかじめコピーをお取りください。

【共通書類】

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	浜松市まちなか定住促進補助金交付申請書（第5号様式） 記入例 P.18 <ul style="list-style-type: none"> ・当年度内に事業を実施される方は、「申請書」をご提出ください。 ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 ※申請者印は、認印可（シャチハタ不可） 本補助金に関する一連の手続き（実績報告書等）ですべて同じ印を使用してください。
<input type="checkbox"/>	補助対象世帯全員の住民票の写し 取得方法 P.10 <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から<u>3か月以内</u>に発行されたもの ・続柄の記載があること ・<u>マイナンバーの記載のないもの</u> ・生年月日の記載があること
<input type="checkbox"/>	申請費用の見積書のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が見積をとり、事業者が発行したもの（住所・社名等記載）で、押印があるか、契約書と同時に提出し、契約書の金額と一致するもの ・対象費用の内容のわかる内訳のあるもの (請負工事等の場合は、<u>契約に付随する見積書の明細一式</u>をご提出ください。)
<input type="checkbox"/>	申請者世帯の世帯所得のわかる課税証明書 取得方法 P.11 <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度のもの（ただし、4～6月上旬の申請の場合は、申請年度の前年度のもの） ・課税証明書は1人につき1通です。働いている・いないにかかわらず、人数分の課税証明書（または非課税証明書）が必要になります。 ※3世代同居等の場合は、子世帯の世帯所得のわかる課税証明書が必要になります。 【市外にお住いの方】 <ul style="list-style-type: none"> ・お住いの市町村の課税証明書の提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	【市外にお住いの方】 <ul style="list-style-type: none"> ・お住いの市町村の納税証明書又は完納証明書の提出が必要です。 ・非課税の方は「市民税・県民税非課税証明書」又は類似する書類をご提出ください。
<input type="checkbox"/>	住宅の案内図 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣施設がある等、住宅の場所を案内できるもの
<input type="checkbox"/>	移転前の住宅の案内図 <ul style="list-style-type: none"> ・移転する世帯の移転前の住宅が浜松市内にある場合
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写し <ul style="list-style-type: none"> ・申請者と「浜松市パートナーシップ」又は「静岡県パートナーシップ」の宣誓をした方は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写しを提出してください。
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年以内に引越しをされている方等に対して戸籍の附票を求める等、対象となる住宅や世帯の状況、工事内容などにより、上記書類の他に、審査に必要な資料を求めることがあります。

※…一部の方に提出いただく書類

【3世代同居等をする世帯対象書類】

<input type="checkbox"/>	親子関係が分かる戸籍謄本の写し 取得方法 P.10 ・申請日から3か月以内に発行されたもの
<input checked="" type="checkbox"/>	親世帯と子世帯の住宅位置および距離がわかる地図（現状又は引越後） ・引越し後、同居でない場合、提出が必要です。 ・縮尺などを用いて、実際の距離が分かるようにお示してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙、子の保護者、分娩予定日の記載のあるページのコピー） ・子を出産予定の場合のみ提出が必要です。（他に小学生以下の子がいれば提出不要です。） ・妊娠している人がいること、また妊娠している人の氏名及び住所が確認できること

…一部の方に提出いただく書類

- 新築、取得、増築・改修における平面図、配置図、面積表は、建築士、土地家屋調査士、測量士などの資格のある者が作成した建築確認申請等の法的手続きに添付した図面

【新築】

チェック	共通書類以外に必要な書類
<input type="checkbox"/>	現況写真（カラー写真） 提出例 P. 24～ ・対象となる土地の全景の写真（新築工事が行われる前のもの）※別の角度から2面以上
<input type="checkbox"/>	建物の平面図 ・各階ごとの部屋の配置が分かるもの
<input type="checkbox"/>	建物の配置図 ・敷地内において、工事が行われる建物が特定できるもの
<input type="checkbox"/>	建築確認済書のコピー及び建築確認申請書のコピー（第1面から第6面）
<input checked="" type="checkbox"/>	浜松市まちなか定住促進補助金に関する承諾書（第1号の2様式） 記入例 P.22～ ・世帯員以外に、土地の所有者がいる場合のみ必要です。
<input checked="" type="checkbox"/>	居住の用に供する部分の床面積が確認できる図面（平面図及び面積表など） ・併用住宅の場合のみ必要です。 ・居住部分が住宅全体の半分以下である場合は、対象住宅に該当しないため、補助を受けることはできません。 ・居住部分と居住以外の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事（共通工事）がある場合、共通工事費の内居住部分の床面積按分の工事費のみが補助対象となります。

【取得】

チェック	共通書類以外に必要な書類
<input type="checkbox"/>	現況写真（カラー写真）および写真の位置が分かるもの 提出例 P. 24～ ・対象となる住宅の全景の写真 ※2面以上
<input type="checkbox"/>	建物の平面図 ・各階ごとの部屋の配置が分かるもの ※マンションにおいては、専有する部分の平面図
<input type="checkbox"/>	建物の配置図 ・敷地内において、建物が特定できるもの

□	建築検査済証のコピーまたは工事が行われたことが確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・「建築確認済書」でも可能です。 ・上記がない場合は、「建築確認等台帳記載事項証明書」の提出をお願いします。 ・「建築確認台帳記載事項証明書」の発行は建築行政課へ（1通350円） ※発行には登記簿謄本または建物の建築年度がわかることが必須です。
□	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）または建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
□※	居住の用に供する部分の床面積が確認できる図面（平面図及び面積表など） <ul style="list-style-type: none"> ・併用住宅の場合のみ必要です。 ・居住部分が住宅全体の半分以下である場合は、対象住宅に該当しないため、補助を受けることはできません。 ・併用住宅の場合、居住部分の費用が補助対象となります。

【増築・改修】

チェック	共通書類以外に必要な書類
□	現況写真（カラー写真）及び写真の位置が分かるもの 提出例 P.24～ 撮影例 P.33～ <ul style="list-style-type: none"> ①対象となる住宅の全景の写真 ②対象工事の実施予定場所の現況写真 例) 段差の改修の場合：段差が改善・解消される予定の箇所の写真 （段差のある状況が明確に判別できるもの） <ul style="list-style-type: none"> ・<u>工事を行う全ての場所（部屋のすべてを改修する場合は、部屋の全ての壁面・床面・天井面）の現況写真、内装のみの改修であっても外観の全景写真も必要です。</u>
□	建物の平面図（増築・改修前及び増築・改修後のもの 間取りに変化がなければ1枚で可） <ul style="list-style-type: none"> ・各階ごとの部屋の配置および増築・改修部分分かるもの
□	建物の配置図 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内において、工事を行う建物が特定できるもの
□	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）または建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記事項証明書の取得について（P.9）を参照してください。
□※	建築確認済書及び建築確認申請書のコピー（第1面から第6面） <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建築確認が必要な工事を行う場合のみ</u>必要です。
□※	浜松市まちなか定住促進補助金に関する承諾書（第1号の2様式） 記入例 P.22～ <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同居等をする世帯員以外に当該住宅の所有者がいる場合のみ</u>必要です。
□※	居住の用に供する部分の床面積が確認できる図面（平面図及び面積表など） <ul style="list-style-type: none"> ※併用住宅の場合のみ必要です。 ・居住部分が住宅全体の半分以下である場合は、対象住宅に該当しないため、補助を受けることはできません。 ・屋根改修工事など、居住部分と居住以外の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事（共通工事）がある場合、共通工事費の内居住部分の床面積按分の工事費のみが補助対象となります。

🏠ご注意ください

○増築・改修などで、補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合、変更部分を対象とするには、変更部分の着手前写真が必要となります。

変更部分の着手前写真がない場合、その変更部分は補助の対象となりませんので、変更が生じた場合は確実に着手前写真を撮影してください。

【書類の取得について】

●建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の発行について

- 【交付場所】 法務局（全国どちらの法務局でも申請できます）
インターネットを通じたオンラインによる交付請求を行うことができます。
- 【交付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分（窓口）
平日午前8時30分～午後9時（オンライン申請）
※午後5時15分以降の申請は翌営業日以降の手続きとなります。
※オンライン申請にはシステムへの登録もしくは申請書用ソフトのダウンロードが必要です。
- 【交付手数料】 600円（窓口）
500円（オンラインによる交付請求、郵送受取）
480円（オンラインによる交付請求、最寄りの登記所または法務局証明サービスによる受取）
- 【記載内容】 共同担保目録・信託目録なし

●住民票の写し・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の取得について

- 【交付場所】 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 本籍地の市区町村役場
・住民票の写し 住民登録をしている市区町村役場
・全国広域住民票の写し（本籍欄無）本人に限り全国の市区町村役場
- 交付場所が浜松市の場合
※住所地、本籍地が他市区町村の場合は、それぞれの市区町村役場にお問い合わせください。
- 【持ち物】 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
※マイナンバーカードを取得している方はマイナンバーカードをご持参ください。
※代理人が請求する場合は委任状が必要です。
- 【交付手数料】 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 1通450円
・住民票の写し 1通350円
※コンビニ交付サービスを利用した場合、令和6年1月1日現在、手数料200円引きの減額キャンペーンを行っています。
- 【交付窓口】 ・区役所区民生活課、行政センター、支所、市民サービスセンター、協働センター（一部を除く）、ふれあいセンター（一部を除く）等
※除くセンター 中部・西部・南部・北部・可美・雄踏・細江協働センター、二俣・光明ふれあいセンター
・全国広域住民票の写しは、区役所区民生活課、行政センターのみで交付
・コンビニ交付サービス マルチコピー機を設置しているコンビニエンスストア等（マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要）
※住所・本籍の両方が浜松市の方のみ戸籍の証明書がコンビニエンスストア等で取得できます。（本籍地が他市区町村の場合は、本籍地の市区町村役場にお問い合わせください。）
- 【住民票の写しの内容】 世帯全員のもの、世帯主・続柄必要（※本籍、マイナンバーの記載なし）

詳細はホームページをご確認ください。

浜松市 HP▶（QRコードを読み取るとページが開きます）

<https://city.hamamatsu.shizuoka.jp/siminkj/shomei/shomei.html>
※『浜松市 HP トップページ』→『手続き・暮らし』→『戸籍・住民の手続き』→『証明書の取得』→『印鑑証明・戸籍・住民票 証明書取得』



●課税証明書の取得について

【交付場所】 令和6年4月～令和6年6月上旬頃の申請…令和5年1月1日にお住まいの市町村
令和6年6月中旬頃～令和7年3月の申請…令和6年1月1日にお住まいの市町村

【持ち物】 申請者の官公署発行顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
※代理人が請求する場合は委任状が必要です。

【交付手数料】 1通350円

**※コンビニ交付サービスを利用した場合、令和6年1月1日現在、
手数料200円引きの減額キャンペーンを行っています。**

【交付窓口】 ・各区役所、行政センター、支所、市民サービスセンター、協働センター（一部を除く）、
ふれあいセンター（一部を除く）等

※除くセンター 中部、西部、南部、北部、可美、雄踏、細江協働センター、
二俣・光明ふれあいセンター

・コンビニ交付サービス（マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証
番号が必要）

【記載内容】 <取得する課税証明書の年度>

令和6年4月～令和6年6月上旬頃の申請は令和5年度分

令和6年6月頃～令和7年3月の申請は令和6年度分

<通数>

申請者世帯の全ての大人（15歳（高校生）以上）各1通

※3世代同居等の場合は、子世帯の全ての大人（15歳（高校生）以上）各1通

<備考>

課税されていない方は、非課税証明書を取得してください。

詳細はホームページをご確認ください。

浜松市 HP▶（QRコードを読み取るとページが開きます）

https://city.hamamatsu.shizuoka.jp/siminze/zei/siminze_kazeisyomei.html

※『浜松市 HP トップページ』→『手続き・暮らし』→『税金』→
『税務証明』→『市民税・県民税の課税証明書の交付を受けた
いとき』



【課税証明書サンプル・所得制限の確認方法について】

市民税・県民税 課税証明書

住所 浜松市中央区元目町120番地の1

氏名 浜松 太郎

相当年度	令和 5 年度 (平成 4 年分)		雑損控除額	*****	課税標準額	課税総所得金額	¥1,242,700	
所得	給与所得	(収入金額)	¥3,500,000	医療費控除額	*****	上記以外の課税所得金額	¥0	
		所得金額	¥2,370,000	社会保険料控除額	¥297,300	市民税	所得割額	¥95,300
所得の内訳	年金所得	(収入金額)	*****	小規模企業共済等控除額	*****	県民税	均等割額	¥3,500
		所得金額	*****	生命保険料控除額	¥70,000	市民税	所得割額	¥23,800
所得の内訳	*****		地震保険料控除額	*****	市民税	均等割額	¥1,900	
	*****		配偶者控除額	¥330,000	市民税	年 税 額	¥124,500	
	*****		配偶者特別控除額	*****	市民税	税額控除前所得割額	¥97,300	
	*****		扶養控除額	*****	税源移譲関連(市民税)	調整控除額	¥2,000	
	*****		扶養障害者控除額	*****	税源移譲関連(市民税)	所得割調整額	*****	
	*****		本人該当控除額	*****	税源移譲関連(市民税)	配当割・株譲割額控除額	*****	
	*****		基礎控除額	¥430,000	税源移譲関連(市民税)	住宅控除額(移譲前)	*****	
	*****				税源移譲関連(市民税)	寄附金控除額(移譲前)	*****	
	*****				税源移譲関連(市民税)	所得割額(移譲前)	¥72,500	
	合計所得金額		¥2,370,000	所得控除額合計	¥1,127,300			

扶養人数 1人 控除対象配偶者 一般 特定扶養 0人 老人 0人(内同居 0人) その他扶養 0人 16歳未満 0人 障害：特別 0人(内同居 0人) 普通 0人

備考：合計所得金額は、分離課税所得の特別控除前の金額が含まれます。

浜財税証 第 1000411 号
令和 6 年 1 月 9 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

浜松市長 中野 祐介



《世帯年収 750 万円の基準》

課税証明書表左下部「合計所得金額」が、申請者世帯の合計で 750 万円以下であること。(※同居等の場合は子世帯の世帯所得)



変更承認申請に必要な書類



- 補助金の交付決定を受けた後、工事内容の変更や、金額の変更があった場合に必要の手続きです。
ただし、変更となる内容を行う前に市に相談したもので、軽微な変更であれば、届出は不要です。
- 提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめコピーをお取りください。

チェック	必要な書類
□	変更承認申請書（第8号様式） 記入例 P. 26～ ・申請者の押印（補助金交付申請書と同じ印）があること ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
□	申請時点から内容に変更のあった箇所に該当するすべての書類 ・「申請に必要な書類」（P. 6～P. 8）を参考にご提出ください。 該当する書類の提出がない場合、補助を受けられないことがありますのでご注意ください。 例）新たにお風呂の増築工事が追加された場合： <ul style="list-style-type: none"> ・見積書とその内訳の提出 ・お風呂部分の工事前の写真とその位置図 ・平面図（図面上の変更がある場合） ・建築確認済書（建築確認が必要な場合、変更後のもの）

🏠変更承認申請が必要にならない軽微な変更とは

- ・完成年月日の変更（当年度内の変更）
- ・補助金の額が変わらない場合において、補助金の対象事業費用の2割未満の内訳の変更
- ・補助金の対象費用以外の増額・減額

※工事完了日等で年度を超える変更が生じた場合は、補助の対象外となりますので、工期には十分余裕をもって行ってください。



実績報告に必要な書類



- 提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめコピーをお取りください。
- 3世代同居等に該当する方で第一子出産予定の方は、実績報告書の提出は出産後になります。
- 申請書に押印した場合は、使用した印鑑をお持ちください。

【共通書類】

チェック	必要な書類
□	実績報告書（第 11 号様式） 記入例 P. 28～ <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の押印（補助金交付申請書と同じ印）があること ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
□	対象事業の領収書のコピー 領収書例 P. 30～ <ul style="list-style-type: none"> ・申請者に対して発行された領収書であること ・発行者の名称、所在地の記入、押印があること ・収入印紙が貼り付けされ、消印があること（5万円未満の場合を除く） ・対象内容に係る領収書であることが確認できること ・領収書に内訳が記載されていないものは、内訳のある請求書や、契約書、仕様書等を合わせて提出してください。 ・振込金受領書等の場合は、本事業に係る振込であることが確認できるよう、契約書への振込先口座の記載や、振込先口座及び振込金額が示してある請求書等を合わせて提出してください。 ・補助金申請で提出した「見積書」の金額（税込）との整合が確認できるものとしてください。
□	移転した世帯全員分の住民票の写し 取得方法 P.10 <ul style="list-style-type: none"> ・報告日3か月以内に発行されたもの ・続柄の記載があること ・マイナンバーの記載のないもの ・申請書に記載した住所へ転居したことが確認できること ・実績報告書提出日前3か月以内に発行されたものであること
□※	補助金交付の条件として求められた写真・書類など <ul style="list-style-type: none"> ・<u>補助金交付の条件となった写真や書類を求められた場合</u>のみ ・補助金交付の条件となった写真や書類が提出できない場合、その工事の全部または一部が補助の対象とならない場合があります。 ・補助金交付の条件書は交付決定通知とともに申請者宛に送付されます。補助金交付決定書の内容は十分ご確認ください。
□※	他の補助金の交付決定書と対象範囲の分かる書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>対象住宅が、他の補助金を受けている場合</u>のみ ・補助を受ける住宅の部位が、他の補助金を受けている場合は補助の対象となりません。 ・他の補助金を受けている場合は、その対象範囲が、本補助金と重複していないことがわかる書類を提出ください。
□※	その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほか、審査に必要な資料を求める場合があります。

【新築】

チェック	共通書類以外に必要な書類
<input type="checkbox"/>	新築工事が行われた状況が確認できる写真（カラー写真）提出例 P.31～ ・対象となる建物の外観全景の写真※ <u>2面以上</u> （建物が完成しているもの）
<input type="checkbox"/>	新築工事請負契約書または請書のコピー ・請負金額、業者名、収入印紙、業者の押印のあるもの
<input type="checkbox"/>	建築検査済書の写し
<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー又は登記完了証のコピー 取得方法 P.10 ・申請者名義で、建物の表示または保存に関する登記を確認できるもの
<input type="checkbox"/>	※ 変更契約書のコピー及び変更内容等が分かる書類 <u>※追加・変更工事等があった場合のみ</u> ・申請時から変更契約における変更内容等が分かるように、また、領収書の金額と一致するように整理してください。

【取得】

チェック	共通書類以外に必要な書類
<input type="checkbox"/>	住宅の売買契約書の写し ・売買金額、業者名、収入印紙、業者の押印のあるもの
<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し 取得方法 P.10 ・申請者に所有権が移ったことが確認できるもの

【増築・改修】

チェック	共通書類以外に必要な書類
<input type="checkbox"/>	対象事業が行われた状況が確認できる写真（カラー写真）提出例 P.31～ ・補助金申請時の写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できる写真であること 例：段差の解消 段差を改善・解消した状況が確認できる写真 ※着手前写真とできるだけ同じ角度で撮影してください。 ※工事を実施した箇所はすべて撮影してください
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書または請書のコピー ・請負金額、業者名、収入印紙、業者の押印のあるもの
<input type="checkbox"/>	※ 建築確認申請書を提出した方は、建築検査済書の写し
<input type="checkbox"/>	※ 変更契約書のコピー及び変更内容等が分かる書類 <u>※追加・変更工事等があった場合のみ</u> ・申請時から変更契約における変更内容等が分かるように、また、領収書の金額と一致するように整理してください。



補助金請求に必要な書類



- 申請者名義の口座番号が確認できる通帳やキャッシュカード等（コピー可）をお持ちください。

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	請求書（第13号様式） 記入例 P.37～ <ul style="list-style-type: none">・補助金交付確定書に示される金額の記入があること・申請者名義の振込先が明記されていること

🏠調査への協力について

補助金の円滑な運用、また今後の取組の参考とするため、市による現地調査、アンケート、補助実施後の追跡調査等へのご協力をお願いします。



その他申請にあたっての注意事項



●補助対象住宅への住まいの継続について

本事業については、5年間以上の居住（同居等）の継続を行うことを想定しています。

5年間居住が継続できなかった場合のうち、まちなかへの住まい又は多世帯住まいとしての目的を達することができなかつたと市が判断した場合、補助金の返還を求めます。また、補助金の返還にあたっては、加算金や損害遅延金（利率：10.95% 令和6年3月1日現在）が発生することがあります。

●他の補助金との重複について

本事業による補助金は、他の補助制度と重複して受けることはできません。

ただし、補助対象となる工事の部分がそれぞれ異なる部分であれば、併用が可能な場合があります。

例) 市の高齢者住宅改造費補助金で床のバリアフリー工事へ補助を受けた。本補助金では、間取りの変更への補助金を申請した。

※この場合、他の補助金の申請内容および交付決定された書類が必要となります。

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理について

補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。

交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●その他

消費者トラブルを防ぐため、契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは、十分に検討してください。

住宅に関わるお悩みの相談は下記にすることができます。

住まいるダイヤル 0570-016-100（通話料がかかります）

10：00～17：00（土・日・祝休日・年末年始を除く）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理センター

（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）



記入例 (浜松市まちなか定住促進補助金申請書)



第5号様式 (第10条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

浜松市まちなか定住促進補助金申請書

浜松市まちなか定住促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者氏名 **浜松 育男** (浜松) 連絡先電話番号 (053) 〇〇〇-〇〇〇〇

※申請者は補助対象費用を支払う方 上記連絡先氏名(申請者と異なる場合)()

世帯員の欄にはふりがなもご記入願います。

申請者住所	現住所	〒430-8550 浜松市浜名区貴布祢〇〇〇〇				
	転居後	<input type="checkbox"/> 現住所と同一(記入不要) <input checked="" type="checkbox"/> 〒430-0946 浜松市 中央区 元城町〇〇〇—〇				
申請者世帯	氏名	年齢	申請者との続柄	氏名	年齢	申請者との続柄
	ふりがな 申請者	はままつ いくお 浜松 育男	35	本人	はままつ さち 浜松 幸	(浜松) 33 妻
	はままつ みらい 浜松 未来	6	長女	出産予定	—	子

訂正する場合は、二重線を引き、その上に申請者の押印をしてください。

【同居または三世代同居等の方は下記(同居等をする世帯)もご記入ください】

同居または三世代同居等対象者のみご記入ください

同居等をする世帯住所	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者転居後と同一(記入不要) 〒430-0946 浜松市中央区元城町〇〇〇—〇				
	転居後	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同一(記入不要) <input type="checkbox"/> 申請者転居後と同一(記入不要) 〒 — 浜松市 区				
同居等をする世帯世帯員	氏名	年齢	申請者との続柄	氏名	年齢	申請者との続柄
	ふりがな	たせたい たろう 多世帯 太郎	65	妻の父	たせたい はなこ 多世帯 花子	62

収入予定額	収入予定額		支出予定額	
	補助申請額	<input checked="" type="checkbox"/> 新築・取得費用 ¥500,000円 <input type="checkbox"/> 増築・改修費用 ,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 同居等加算 ¥500,000円 (補助申請額小計) (¥1,000,000円)	新築・取得費用 ¥33,964,440円 増築・改修費用 円	
自己資金等	¥32,964,440円			
合計	¥33,964,440円	合計 ¥33,964,440円		

着手予定日 令和5年5月10日 完了(転居)予定日 令和5年9月1日

種別・契約業者	(種別)	新築 取得・増築・改修
	(名称)	浜松建設株式会社
	(連絡先)	053-〇〇〇-〇〇〇〇
	(所在地)	浜松市中央区元城町〇〇〇番地

その他 特例世帯として居住誘導区域内から区域内に移転します。

※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

【浜松市まちなか定住促進補助金申請書の記入例】

申請者氏名	申請者は、工事等の契約者としてください。
印	認印でも構いませんが、ゴム印（シャチハタ等）は不可です。 ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 ※押印した場合は、本補助金の一連の手続きで同じ印鑑を使用してください。
電話番号	市からの問合せに使用します。固定電話・携帯電話どちらの番号でも構いませんが、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。
申請者世帯	「申請者」を含む世帯について記入してください。
住所	現住所、転居後に住む予定の住所を記入します。 転居のない場合は、「現住所と同一（記入不要）」へレ点を付けてください。
世帯員	すべての世帯員の氏名・申請日現在の年齢・申請者との続柄を記入してください。子どもが出産予定にあるときは、氏名に「出産予定」と記入し、年齢は空白としてください。
同居等をする世帯	申請者世帯と新たに同居または隣等の近隣に居住する世帯についてご記入ください。
申請予定補助金額	補助金額については、事前に市にご相談いただき、金額を記入してください。
着工（契約）予定	工事の着工、売買契約又は住民票の異動の予定日を記入してください。
完了（転居）予定	引越等を完了する予定日を記入してください。
契約業者	契約業者について記入してください。 連絡先・所在地は、担当となる支店等について記入してください。

【浜松市まちなか定住促進補助金申請書の記入例（裏面）】

(裏面)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名 浜松 育男



補助対象要件に関する誓約書

補助対象要件に関する以下の項目について、誓約します。(項目の該当する□に✓印を記入してください。)

誓約項目	誓約欄	
	はい	いいえ
浜松市から「浜松市まちなか定住促進補助金交付決定通知書」または「浜松市まちなか定住促進補助金申出確認書」の通知を受ける前に、補助対象事業に着手した場合は、補助の対象外となることの説明を受け、確認しました。 ※主な着手とみなされる行為 ・住民票の異動 ・補助対象となる工事が含まれる契約書に記載されている工事等の着手 ・既に建築されている住宅の売買契約	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助を受ける住宅は、自ら居住している又は居住する予定の住宅です。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助を受ける住宅は、新築の分譲マンションもしくは新築の分譲住宅ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請年度の年度末までに申し出た住所への住民登録を行います。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
移転後の住宅は、居住誘導区域内にあります。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
要綱、規則の条件に反し、既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国・県・市の同様の補助金交付や他の公共事業の補償等と重複する部分はありません。 また、過去に受けた補助に要件がある場合は、その要件に反しません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本補助金の受領後、5年間以上補助対象住宅での居住を継続します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中学生以下の子については、収入はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助を受けるにあたり、法令を遵守（順守）します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外国籍の方がいる場合は、日本国の在留資格を有しています。または外国籍にあたる方はいません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅の用途は居住用のみであるか、併用住宅の（店舗がある）場合は、床面積の2分の1以上が居住の用に供されています。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助金の申出・交付申請に伴い、浜松市まちなか定住促進補助金交付要綱第3条第1項第5号の規定により、市において、補助金申出書（交付申請書）に記載した者の市税及び市営住宅家賃の納付・納入状況について確認することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助金の申出・交付申請にあたり、下記事項について誓約します。 また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。 次に掲げる者のいずれにも該当しません。 (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。) (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者 (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【特例世帯・加算世帯】 親世帯と子世帯は過去1年以内に同居等をしていません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【特例世帯・加算世帯】 本補助金の受領後、5年間以上同居・近居を継続します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 確認欄の「いいえ」に✓がある場合、補助対象要件に該当しないため、交付決定できません。

【浜松市まちなか定住促進補助金申請書の記入例（チェックシート）】

申請者氏名	申請書と同じ方の氏名を記入してください。
確認欄	確認項目の該当する□にレ点を記入してください。 確認欄の「いいえ」にレ点がある場合、または虚偽の報告があった場合には、補助を受けることができません。



記入例（浜松市まちなか定住促進補助金に関する住宅・土地所有者の承諾書）



第1号の2様式（第7条及び第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市まちなか定住促進補助金に関する住宅・土地所有者の承諾書

工事場所	浜松市 中央 区 元城町〇〇〇—〇	
申出者 (申請者)	住所	浜松市浜名区貴布祢〇〇〇〇
	氏名	浜松 育男
対象工事	<input type="checkbox"/> 増築工事 <input type="checkbox"/> 改修工事 <input checked="" type="checkbox"/> 新築工事	

私が所有権を有する（住宅 **土地**）について、上記のとおり対象工事の実施及び補助金の交付申請から受領までの一切の行為を行うことについて承諾します。

所有者1	住所	浜松市中央区入野町〇〇〇番地	承認印	
	氏名	他野 所有		
所有者2	住所	東京都港区三田二丁目〇〇番地	承認印	
	氏名	大家 多代		
所有者3	住所		承認印	
	氏名			
所有者4	住所		承認印	
	氏名			
所有者5	住所		承認印	
	氏名			
所有者6	住所		承認印	
	氏名			

※課税台帳上の所有者、相続人が複数いる場合は、全ての所有者、相続人の方の承諾が必要です。

※申出者（申請者）以外に所有者がない場合は提出不要です。

【浜松市まちなか定住促進補助金に関する住宅・土地所有者の承諾書の記入例】

工事を行う場合で、補助対象世帯員以外に、住宅（新築の場合は土地）の所有者がいる場合のみ必要な書類です。

【注意】訂正印について

この書類の訂正には、その訂正の部分に関わる承諾者の印が必要となります。

工事場所、申請者の住所、氏名、対象工事	申請者の情報は、申請書の記入事項と同じ住所・氏名を記入してください。
他所有者情報	対象工事を行う住宅（新築の場合は土地）の補助対象世帯員以外に所有者がいる場合、承諾が必要です。 ※承諾者の印は、申請者や他の承諾者と同一の印は認められません。必ず異なる印をお使いください。 ※ゴム印（シャチハタ等）の使用は認められません。



写真の提出例 (申請時)



ページ番号 (1 / 1) 撮影日 (令和5 年 4月 6日)

施工前 施工後



- 外観 床
- 屋根 外壁
- 壁 天井
-

撮影方向 北



- 外観 床
- 屋根 外壁
- 壁 天井
-

撮影方向 南

※写真の大きさはL判程度としてください。

- 外観 床
- 屋根 外壁
- 壁 天井
-

撮影方向 _____

【写真の提出例】増築・改修における撮影例は P. 33 をご確認ください。

取得の場合、または工事を行う場合のみ必要です。

【注意】写真撮影について

写真は対象物が明確に確認できるものとしてください。
できるだけ正面で、対象物が中心にくるよう撮影してください。
写真の大きさはL判程度としてください。
写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない
(改修を行う前の状況が明確に確認できない場合は、申請の受付ができません。
また、白黒写真は認められません。必ずカラーで撮影・提出してください。

【必要な写真について】

新築	対象となる土地を、周囲の風景が分かるように撮影してください。 (建築後に撮影し、比較できる位置から) ※2面以上撮影してください。
取得	対象となる住宅の外観全体が分かるように撮影してください。 ※2面以上撮影してください。
増築・改修	①対象となる住宅の外観の写真 ②対象工事の実施予定場所の現況写真 例) 段差の改修の場合：段差が改善・解消される予定の箇所の写真 (段差のある状況が明確に判別できるもの) ※工事を行う全ての場所 (部屋のすべてを改修する場合は、部屋の全ての壁面・床面・天井面) の現況写真



記入例 (変更承認申請書)



第8号様式 (第12条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 **浜松市浜名区貴布祢〇〇〇〇**

申請者

氏名 **浜松 育男**



変更承認申請書

令和 ● 年 ● 月 ● 日付け浜松市指令都住第●●●号により補助金の交付の決定を受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

□金額の変更	申請時 (¥ 2 0 0 , 0 0 0 円) から変更後 (¥ 2 5 0 , 0 0 0 円) ※ 変更内容に係る書類は全て添付してください。
変更内容	追加工事に伴う増額
変更理由	追加工事を行い、見積金額が増額したため。

備考 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

【関係書類】 増額した内訳の分かる見積書等

【変更承認申請書の記入例】

補助金交付決定通知書を受け取ったあとに変更が生じた場合のみ
必要です。

申請者住所、氏名	申請者の変更承認申請時の住所・氏名を記入し、申請書と同一の印を押してください。 ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
金額の変更	補助金の額（全体合計）に変更があった場合は、変更前後の補助金額を記入してください。 ※変更となった内容については、必ず関係する書類（見積図や平面図等であてはまるものすべて）を提出してください。
変更内容	交付決定の後変更となった内容を、詳細に記載してください。
変更理由	内容を変更した理由を記入してください。



第11号様式 (第14条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 浜松市中央区元城町〇〇〇-〇

申請者

氏名 浜松 育夫 (浜松)

実績報告書

令和●年●●月 ●日付け浜松市指令都住第●●●●号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 完了年月日	令和●年●●月 ●日			
2 収支決算	区	収入	市補助金	¥1,000,000円
			自己資金	¥19,898,000円
			その他	円
			収入計	¥20,898,000円
	分	支出	<input type="checkbox"/> 新築・取得費用	¥20,898,000円
			<input type="checkbox"/> 増築・改修費用	円
支出計			¥20,898,000円	
3 添付書類	(1) 移転世帯の住民票 (2) 領収書の写しおよび内訳が分かる書類 (3) 補助対象が他補助金と同一でないことが確認できる書類 (他の制度による補助金を受ける場合) (4) 契約書の写し (5) 工事後の写真と工事位置が分かるもの (工事のあった場合) (6) 建築検査済証の写し (建築確認を行った場合) (7) 建物の登記事項証明書の写し (新築及び取得の場合)			

備考 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

【実績報告書の記入例】

【注意】申請内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、実績報告を行う前に、変更承認申請書の提出をして、変更交付決定通知を受ける必要があります。

申請者住所、氏名	申請者の実績報告時の住所・氏名を記入し、申請書と同一の印を押してください。 ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
本文	補助金交付決定通知書（変更承認申請をした場合は変更交付決定通知書）の右上に記載されている日付、及び番号を記入してください。
完了年月日	申請した内容を完了した日を記入してください。 （工事・支払・届出など全てが完了した日）
収支決算	内容について、収入と支出の内訳を記入してください。 ※記入する金額は、見積書・領収書と整合性のとれる内容



参考例 (領収書)



領収書	
浜松 育男 様	
¥20,898,000-(税抜金額¥19,350,000-)	
<p>但し、浜松 育男様邸新築工事代として 上記正に領収いたしました。</p>	
令和5年12月15日	浜松建設株式会社 053-000-0000 浜松市中央区元城町000 

【領収書の参考例】

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

年月日	領収書の発行日を記載 ※通常、工事等の完了日以後の日となります。
宛名	申請者宛になっていること
金額及び支払内容	但し書きなどで、補助対象の内容であることが確認できること
発行者	発行者の押印（社印または代表者印）があること
収入印紙	消印が押してあること ※金額が5万円未満（税抜）の領収書の場合、 収入印紙が不要である旨が分かる記述がある場合、 クレジット払いの記述がある場合は不要です。



写真の提出例 (実績報告時)



ページ番号 (1 / 1) 撮影日 (令和5年 1月 4日)

施工前 施工後



- 外観
- 床
- 屋根
- 外壁
- 壁
- 天井
-

撮影方向 北西



- 外観
- 床
- 屋根
- 外壁
- 壁
- 天井
-

撮影方向 南

※写真の大きさはL判程度としてください。

- 外観
- 床
- 屋根
- 外壁
- 壁
- 天井
-

撮影方向 _____

【実績報告時の写真の撮影・記入例】

工事を行う場合のみ必要です。

【注意】写真撮影について

写真は対象物が明確に確認できるものとしてください。

できるだけ正面で、対象物が中心にくるよう撮影してください。

写真の大きさはL判程度としてください。

写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない
(状況が明確に確認できない場合は、補助金の確定ができません。また、白黒写真は認められません。必ずカラーで撮影・提出してください。)

【必要な写真について】

新築	新築した住宅の外観全体が分かるように撮影してください。 ・申請時となるべく同じ角度で撮影してください。 ・2面以上撮影してください。
取得	申請時に写真が提出されていますので必要ありません。
増築・改修	①住宅の外観の写真 ②対象工事の実施場所の現況写真 ・改修工事が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。 ・着手前の写真と同じ角度で撮影するなど、工事前後の状況が比較できる写真としてください。 ・部屋の全景写真で判別がつきにくい場合は、拡大写真を撮るなどしてください。 ・間取りの大幅な変更を行うなど、住宅全体の全面的な改修を行う場合は改修後の居室を全室撮影するとともに、施行中の写真も撮影してください。 ・工事を行った全ての場所について撮影してください。 (部屋のすべてを改修する場合は、部屋の全ての壁面・床面・天井面の現況写真)

写真の撮影例 【増築・改修の場合】

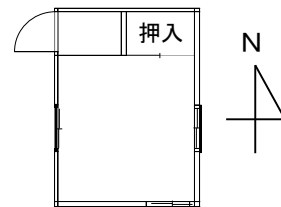
【内装改修工事・部屋増築工事の例】



壁の撮影のポイント

- 工事を行う（行った）壁を、一面ずつ、撮影してください。
- 可能な限り、壁全体を撮影してください。
- 壁面が1枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。
- 平面図や撮影方向のメモを記載してください。

(例)



床の撮影のポイント

- 壁と同様、可能な限り、床の全体を撮影してください。
- 床面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。
- 床に、ゴザやカーペットの敷物がある場合は、敷物をはがした状態の写真撮影してください。また、改修の申請時には全面の撮影が困難であると認められる場合は、以下を交付の条件として付す場合があります。
 - 工事実施の直前に、敷物等がない状態での床面全体の写真を撮影すること
 - 実施報告書に当該の写真を提出すること

天井の撮影のポイント

- 壁と同様、可能な限り、床の全体を撮影してください。
- 天井面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

写真の撮影例 続き

【外壁・屋根改修工事の例】

申請時・実績報告時



西面

申請時・実績報告時



北面

申請時・実績報告時



南面

申請時・実績報告時



2階部分

申請時・実績報告時



東面

申請時・実績報告時



1階部分

外壁の撮影のポイント

- ・改修工事を行う壁が全面分かるように撮影してください。
- ・可能な限り、壁全体を撮影してください。
- ・壁面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割しても構いません。

申請時・実績報告時



屋根

屋根の撮影のポイント

- ・可能な限り、改修工事を行う屋根面全体を撮影してください。
- ・屋根面が一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。
- ・申請時において、改修工事を行う屋根面の撮影が困難であると認められる場合は、以下を交付の条件として付す場合があります。
 - ・工事実施の直前に、屋根面の写真を撮影すること
 - ・実施報告書に当該の写真を提出すること

写真の撮影例 続き

【段差解消工事の例】



段差の撮影のポイント

- 段差の大きさや位置が分かるように撮影してください。
- 段差を横から撮影すると、大きさがよりわかりやすくなります。
- 段差のアップ写真を撮影する、メジャーを当てて段差の大きさを撮影するなど、工夫をして、段差があること、工事によって解消された状況がわかるように撮影してください。

【設備改修工事・増築工事の例】



設備の撮影のポイント

- 改修工事を行う設備が正面に納まるように撮影してください。
- 一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。

写真の撮影例 続き

【手すり設置工事の例】



手すりの撮影のポイント

- 手すりの設置位置を撮影してください。
- 階段の左右どちらに設置するかが未定な場合は、あらかじめ両方の壁面を撮影してください。
- 一枚の写真に納まらない場合は、複数枚に分割してもかまいません。



記入例 (請求書)



第13号様式 (第16条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 浜松市

氏名

請求書

年 月 日付け浜都住第 号により補助金の交付の確定を受けた浜松市まちなか定住促進補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額	金	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0
振込口座	金融機関名	浜松銀行							
	支店名等	浜松支店							
	預金種別	普通・当座							
	口座番号	012345							
	口座名義 (カタカナ)	ハママツ イクオ							

【請求書の記入例】

申請者住所、氏名	実績報告時と同一の住所・氏名を記入してください。
金額	補助金交付 <u>確定</u> 通知書に記載されている金額を記入してください。
振込口座	補助金を振込みたい口座名を記入してください。 (申請者名義の口座としてください。) ※口座番号が違っていると、振込が出来ません。お間違えのないようご注意ください。



よくあるご質問



●定義について

Q「子世帯」とは何ですか？	A小学生以下の子どもと、子どもの親を含んだ世帯をいいます。
Q「親世帯」とは何ですか？	A小学生以下の子どもからみた、祖父母の世帯をいいます。
Q「3世代同居等」とは何ですか？	A親世帯と子世帯が、同居または建築敷地の最短の直線距離で100mの範囲内に住むことをいいます。

●助成対象者について

Q申請者の世帯員であれば、誰が申請してもよいですか？	A世帯員のうち、補助対象事業の契約者が申請者として申請することとなります。窓口で申請の手続きをする方は、申請者の世帯員の方であれば、申請者本人以外でも手続き自体はできます。
Q親世帯・子世帯が令和4年2月に同居するため引越しましたが、申請は可能ですか？	A既に居住誘導区域内に引っ越して同居等されている場合は対象となりません。
Q移転世帯はいつまでに引越する必要がありますか？	A申請した年度の3月31日までに提出する実績報告書に、必要書類を添付して提出する必要があります。
Q現在妊娠中ですが、子世帯の要件になりますか？	A妊娠中の方も、母子健康手帳の写しの提出により、対象となります。お子様の出産後に実績報告書を提出していただきます。
Q現在、三世代で同居しており、同じ敷地で離れを建築予定です。この場合、補助対象となりますか？	A独立して居住できる建築物が対象となるため、離れは補助対象となりません。
Q令和6年1月に新築し、令和6年4月に新築工事完成及び引越の予定ですが、対象となりますか？	A年度をまたぐ時は前年度に「申出確認書」を提出し、翌年度の4月に申請書を再度提出してください。
Q補助金を受領した後に、同居を解消することになりました。問題ありますか？	A補助金交付後、5年間調査を実施します。その際に、補助対象住宅からの転居や同居の解消等がされ、補助の目的が達せられなかったと市が判断する場合には、補助金の返還となりますので、ご注意ください。なお、返還となった場合は、補助金の返還の他に加算金を請求し、補助金の返還が遅れた場合は損害遅延金を請求します。

●助成対象住宅について

Q賃貸住宅や社宅をリフォーム工事したいのですが、補助対象となりますか？	A賃貸住宅等のリフォーム工事については補助対象となりません。世帯員が自ら所有して、居住する住宅が対象です。
-------------------------------------	---

Q 店舗併用住宅は補助対象となりますか。	A 申請者が自ら居住する住宅で、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものであれば対象となります。
Q 「中古住宅」とはどのような住宅のことですか？	A 「中古住宅」とは申込日において竣工から2年越えの住宅で、かつ人が住んだことがあるものをいいます。
Q 中古住宅業者が取得して販売している住宅は補助対象になりますか？	A 中古住宅の取得であれば、補助対象になります。

●対象工事について

Q 国・県・市で他の補助金と両方申請できますか？	A 本事業による補助金対象と、市や国等の補助金対象となっている箇所を明確に区分することが出来る場合は対象となります。
Q すでに工事済み又は工事の場合は補助対象となりますか？	A すでに工事等に着手しているものは補助対象となりません。事前に交付申請を行い、交付決定を受けた工事が対象となります。
Q リフォームで、自ら部品を購入し、設置・改修する場合は補助対象となりますか？	A 自ら部品を購入、設置した場合は補助対象となりません。
Q 交付決定を受けた後に工事内容が変更となりました。どうすればいいのですか？	A 軽微な変更（13ページ参照）であれば、特別な手続きは要しません。軽微な変更該当しない場合、変更承認申請の手続きが必要です。
Q 増築・改修はどんな工事が対象になりますか？	A 同居するために、浴室やキッチン、部屋等の増設・改修工事などが対象になります。性能・機能向上を伴わない不具合部分を当初の状態に修復するような補修工事は対象になりません。

●申請について

Q 住宅ローンの関係で住民票を早めにうつしたいが、申請後すぐうつしていいですか？	A 交付決定（申出確認）の前に移してはいけません。早めに移さなければいけない場合はご相談ください。
Q 1年以上市外に住んでいたが、住民票は移していない。補助対象になりますか？	A 居住実態のみで住民票の異動がない場合は補助対象になりません。
Q 新たに親世帯と子どもがいない子ども夫婦と同居することになり、親世帯の家を増築・改修しようと考えています。補助対象となりますか？	A 居住誘導区域外から居住誘導区域内での移住であれば補助対象になりますが、3世代同居等については親世帯と子世帯（小学生以下の子どもがいる）の3世代同居が対象になるので、該当になりません。

Qフラット35の申請をしたい。

A申請書を住宅課に提出してください。

Q2世帯同居の場合の所得要件はどのようになりますか。

A申請者（工事等の契約者）の世帯所得になります。
なお、3世代同居等の対象者は、子世帯の世帯所得となります。

●その他

Q居住誘導区域とは何ですか？

A浜松市立地適正化計画において、生活サービスが持続的に確保されるよう居住を誘導する、市街化区域内の一定の区域のことです。
居住誘導区域をお調べになる場合は「都市計画マップ」をご参照ください。

「浜松市都市計画マップ」で検索

都市計画
マップ
QRコード



浜松市都市計画マップ入口
⇒（マップ切替）都市計画マップ
⇒住所を指定して地図を表示
⇒指定した地点の「+」を選択し、
「この地点の詳細を表示」を選択
⇒「居住誘導区域」欄を確認

■ 居住誘導区域

※居住誘導区域のうち、災害リスクの高い地域は居住誘導区域外とする



- ・住宅敷地の過半が居住誘導区域にあれば、誘導区域の取り扱いとします。
- ・行為地の建物が、次に示す災害リスクエリア等にある場合には、誘導区域外として取り扱いとなります。災害リスクエリア等の範囲については、ホームページのほか所管課(P.48)にてご確認ください。

【災害リスクエリア等の確認】

除外区域	該当	区域図等	確認先
・災害危険区域	<input type="checkbox"/>	県ホームページ「静岡県地理情報システム」	建築行政課／457-2472
・土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/>	市ホームページ「浜松市防災マップ」	河川課／457-2452
・土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/>		
・砂防指定地	<input type="checkbox"/>		
・地すべり防止区域	<input type="checkbox"/>		
・急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/>		
・津波浸水想定区域 (防潮堤整備後)	<input type="checkbox"/>	市ホームページ「津波浸水深マップ」	危機管理課／457-2537
・都市計画施設	<input type="checkbox"/>	市ホームページ「都市計画マップ」	都市計画課／457-2371
・生産緑地地区	<input type="checkbox"/>		緑政課／457-2597
・市民の森	<input type="checkbox"/>	市ホームページ「市民の森」	
・環境整備法第二種区域	<input type="checkbox"/>	防衛省ホームページ「移転措置事業の概要」→区域指定参考 →浜松飛行場	市民生活課 ／457-2231



【参考】ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金



浜松市では、市外からの移住者に対して、住宅取得などにかかる費用を**最大 100 万円**補助します。

【補助対象者の主な要件】

- ・ 市内に移住した日から2年以内の方
- ・ 申請者が配偶者を有し、共に50歳未満の方
※ひとり親家庭の場合、世帯主であって50歳未満の方
- ・ 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、市外に移住し、移住する直前に連続して1年以上市街に居住していた方
- ・ 補助対象住宅が所在する地域の自治会に加入している方
- ・ 市内の取得した住宅または市内の賃借した住宅に5年以上居住する意思を有する方
- ・ 直近1年間の申請者とその配偶者の所得が1,000万円以下である方
- ・ 市区町村税を滞納していない方



【対象住宅】

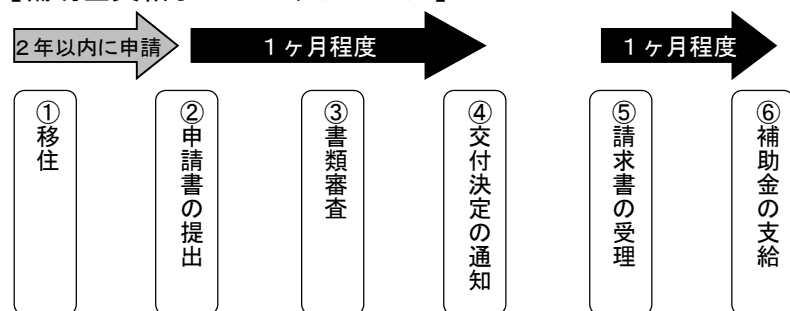
- ・ 居室、寝室および浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物

【対象経費】

以下の対象経費の2分の1以内で、**上限 100 万円**を支給します。

新築・取得費用	・ 新築住宅の工事費 ・ 建築・中古・分譲マンション等の購入費 ただし、家具家電等、独立した備品の購入費は除く
増築・改修費用	・ 移住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設、または改修工事費 ・ 間取り変更工事費 ・ 外壁、屋根の改修工事費 ・ 排水設備、電気設備、給湯設備等の改修・設置工事費 ・ 床、内装、天井等の改修工事費
住宅賃借費用	・ 仲介手数料、敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む）・礼金、保証金（保証委託料、保険料を含む）。共益費1か月分、賃料1か月分（駐車場使用料1か月分を含む）
引越移転費用	・ 引越移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用
その他費用	・ 自治会費1年分（自治会入会金を含む） 下記に掲げるものは中山間地域内への移住のみ対象とする ・ 飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用（公共水道を除く）

【補助金支給までのスケジュール】



詳細は浜松市移住促進 HP.
「はじめよう、ハマライフ」
でご案内しています。

【お問い合わせ先】

浜松市役所市民部 市民協働・地域政策課
電話：053-457-2243

Mail:

shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp



令和6年7月1日
受付開始

【参考】結婚新生活支援制度



浜松市では、新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートに係る費用を補助します。

【補助対象者の主な要件】

以下の全ての要件を満たす世帯

□令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

□夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下

□世帯の所得が500万円未満

※令和6年度の課税（所得）証明書（令和5年1月1日～令和5年12月31日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書）により確認します。

※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除します。

□申請時における夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所にある

□補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある

□夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない

□夫婦ともに市税を完納している

【対象経費】

令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に支払った以下の費用。

新居の住宅費	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得費用 ・リフォーム費用 ・住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
新居への引越費用	<ul style="list-style-type: none"> ・引越業者や運送業者に支払った引越費用

【補助上限額】

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 30万円



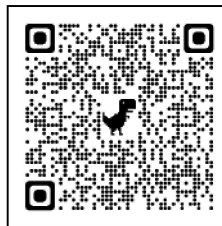
【申請窓口・お問い合わせ先】

浜松市こども若者政策課

電話：053-457-2795

メール：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市結婚新生活支援事業補助金



詳細は浜松市HP
でご案内しています。

申請受付課・お問い合わせ先

疑問点や不明点等がありましたら、
受付窓口までお問い合わせください。

浜松市 都市整備部 住宅課

☎:053-457-2457 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く）

FAX :050-3730-5234

Email : jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 市役所本庁舎 5階